

## 指定管理者事業における人権方針

三幸株式会社(以下、当社)は、指定管理者として公共施設の運営を担うにあたり、すべての人の基本的な人権を尊重し、公平で開かれた施設運営を実現することを責務とします。

すべての利用者、従業員、関係者が尊厳を持ち、安全で快適に過ごせる環境を提供し、社会に貢献することを目指して参ります。

また、当社は、国際的な人権基準である「国際人権章典」や「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、事業活動において人権の尊重を徹底して参ります。

本方針は、当社が人権を尊重しつつ指定管理者事業に取り組んでいくことを明確にするために定めるものです。

### 【適用範囲】

本方針は、当社が運営するすべての指定管理施設に適用され、以下すべての関係者が対象となります。

- ・指定管理施設を利用するすべての方
- ・施設に従事する当社および協力会社の従業員
- ・施設運営に関わる協力会社、取引先、自治体、関係機関

### 【人権尊重の原則】

当社は、事業活動を通じて、すべての人の人権を尊重し、以下の原則を遵守します。

#### (1)差別の禁止

性別、年齢、国籍、人種、民族、障がいの有無、宗教、社会的身分、性的指向・性自認、その他いかなる理由による差別も行いません。すべての利用者および従業員が公平に扱われ、尊厳を持って接される環境を確保します。

#### (2)ハラスメントの防止

職場や施設内において、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント、いじめ、差別的言動、その他の不適切な言動を排除します。従業員や関係者が安心して働ける職場環境を整備するとともに、利用者が快適に過ごせる施設運営を徹底します。

#### (3)安全で快適な施設運営

すべての人が安全に施設を利用できるよう、防犯・防災対策を強化するとともに、利用者の声を積極的に反映し、より良い施設運営を目指します。特に、高齢者や障がい者、子どもを含むすべての利用者に配慮した対応を行います。

#### (4) 児童・青少年の保護

施設を利用する子どもたちや青少年の健全な成長を支援するため、安全で安心できる環境を提供します。不適切な接触や危害から児童を守るための対策を講じ、職員に対する研修を実施します。

#### (5) 適正な労働環境の確保

指定管理施設に従事するすべての従業員が、適正な労働環境のもとで働くことができるよう、労働基準法などの関連法令を遵守し、適切な労働条件を確保します。また、働きやすい職場環境の整備を進め、従業員のワークライフバランスを尊重します。

#### (6) 外部ステークホルダーとの協力

人権尊重の取り組みを推進するため、取引先、自治体、関係機関などステークホルダーにも本方針を共有し、共に持続可能な社会の実現に貢献していきます。また、地域社会と連携し、施設を通じて人権に関する意識の向上に努めます。

#### 【実施体制と対応】

本方針を実効性のあるものとするため、以下の施策を実施します。

##### (1) 人権教育・研修の実施

すべての従業員および関係者に対し、人権尊重に関する教育・研修を実施し、意識の向上を図ります。

##### (2) 相談窓口の設置と対応

人権に関する相談窓口を設置し、従業員や利用者が安心して相談できる体制を整えます。問題が発生した場合には、迅速かつ適切に対応し、必要に応じて関係機関と連携して解決に努めます。

##### (3) 継続的な改善とモニタリング

本方針の実施状況を定期的に見直し、必要な改善を行います。従業員や利用者からの意見を積極的に取り入れ、人権に配慮した施設運営の向上に努めます。

2025年4月1日

三幸株式会社

代表取締役社長 橋本有史